朝野雜載

九

明治三十年 三月

特別
14
1919
29

38- 8857

以下
9丁
白紙

176335

○天皇陛下ハ皇太后陛下ヲシテ（ここ）（之御）あらせ
田（田）と御せらる（皇太后陛下を皇ハせらるとき）又皇后陛
下ハ主上を呼ハせらること恐こうあを呼ハ
奏ずるに皇后陛下ハ聖上に恐し原下と仰せら
れ陛下を他ハ御せらるこよりの或ハ云ハ主上
○近衛公ハ近衛ハの主風の方を問ハ公曰く
今も近衛ハを多くしく近衛さんで原の花
欲へ近衛ハすると

○大隈伯在野の聖上の御市ら地図の勅旨を
献ず後年伯ハ伯ハ爵ハ伯ハ爵ハとて
陛下を陽ず陛下ハ勅ず勅の名を汎愛あらせ
（勅の名とのたし）勅も珍らしき伯を接拶あ
ら〻る而して伯ハ爵を何の事なるを解し得ず
御〻りて御献し勅の事ハ思ひ到りず
と後伯ハ勅事を後つて曰く勅ずとう
を多しく陛下を中上ず事ハあるまじと思ひ居
りしに聖上の一々勅の名を汎愛あらせ
れしハ主ありまず勅を御拝あるまで
擁を築て御拝あるまで勅しとる勅の花
あるとなるハ奉しこと
陛下ら主と御あ修

○[illegible]才十歳余り後[illegible]
[illegible]
[illegible]

暴虐を恐れしめざるべし一方こゝに田中を向て抑制する所あり又一方に於ては南部若しくは志賀なる所あるこゝろのあり百方周旋苦心目的を達せしとかや

○前番番に接書の内紙あるとやくや高田へ金を渡すべしとの事にて前番の書あるを下すべしを論す高田もこれを同じ考へ居るに係らず高田は接書を受るまゝ拘ることを深く考へ高田もまた前番の内心を推察せざるべからずと云へり

○高田は初め高長なることを弱とす一方金を渡す金人を任ずべしと論ずるに高田は高長を以て帰伏候を要するあり高田を以て

地を方張候と論ずるに伯は明瞭を見て之れを如何ともすべしと接拒すべしと云ひ又面を高田のもとに高田のもとにあるとの事とて伯はいかんと数回こゝろ考つて見よ」と云くるもおくのし

○新谷夫の先づ以て国を長として大将職を心ゝの一事なる中村伯に曰く板垣の心配なるを審なる去年八何候なる場合を服腹痛の病を出だせ八一のこゝろ、腹痛なり

○稲垣海防長遣羅の人侯と仕なる外務省の高芳を相談す行くべきの方なり伯と高田と二手板伯高田の氣を毒なるべくこんこう行う

○初め道歩者一統勝負あるの如き中候間為ると十名と
内ゟ舞出（後ゟ申ける）今も生一人ゟしより一方ゟ
撞きとゝろゝへめ（ゟ）ゟの流れ
の船ゟみゝゟもゝしとり之
長平を蒔くゝて主尾為ゟ
内ゟ内金を得ゟ船ゟ
為ゟ為ゟ為ゟ為ゟ
ゟ為ゟ為ゟ為ゟ
ゟ為ゟ為ゟ為ゟ

○菊池氏の事をあしらへ後藤山内おを見る内おの曰く
ドウゾ甘く書いて貰いたいと云ア曰く私ゑんどでハ
迚も甘くハ書られまセん内おの曰く生意気ゝ考るゑ
則ち加藤ゝゝゝ

鈕を押すことなくしらべいこしい各課を面白くおもすれどもしらべて或人某藩の長崎に行くに付き務多く来る所
金あるを知らず先刻小使を呼ぶとて三ツノ鈕を一斉
スコツク押しとなる深夜急来まり金とる
すハ実なる一家を乗しとなる
○五番目の外務番面白き面白もくるくや御番面
室村坪内通達入りて四人の面白
もちろん仕もしハ大なる賀もやるを得ずと意怪
むて問ふて曰く君ハ六四沿を知ずるや答村曰く
全体面白き面白もなんと何をするやら見るとて
さぶり唯々面白の一家金の高も高ん大なる
面白しなるの祝せるとの面白なる所以なるを

○屋敷の葉金の新出市場廣幸の一夕流を
始めく行き妻流十数名、一日金五葉を始め五葉
四く夕流中の番面白ハ微妙金数面をもつて
こそ来ます

、小町大路を行く
下男上人を呼ふ

、風がいてもり廣
上り廣
兵映しを三浦屋いハ
逆浦屋

、草刈場の
骨折り花

、這大思之まして風之音
花火の音花のまして也之横つる

五葉の四つ〜こん等し雪の門生之事一ツ之人在八度
ま之紙ゝ之先生自ら歌を出して自ら雪の句を書
す此ゝ〜雪の句を見れば海苔を書の湯雑ゝう
き歌を之ゝひたる蛙を〜と七ゝと五葉の四つ〜
ゝ清水歌を命ずる人ゝ清水味噌を義を作ら
人と門生即ち

十三七

の歌を七すれ歌ゝ思ふまの所

九〇六

の義を作る義し月ゝ雪一晩京ゝ義をす
ゝゝゝ

〇一日大義を作りて清書清水、彼の清水
所ゝ彼の本ゝ書ゝ彼の人和の清水御家保を学
で六年の久しきゝ及び一旦ハ能く生の薩奥之
面ゝゝと義し彼の薩中ゝ義ゝ次男の
旅をんて御家流を学ぶ概ゝの計をちさんと
ちゝゝ彼の人今日金ゝお流の書を紙す、今日
尚ゝ御家流を書きゝやと問ゝ紙ゝ紙

れども真面目に字をかくに時は実直清潔の風ありて
出て困ることなし
○大春未生又云ふて日下部の学く日本にて書法を
ならしめい美濃なり彼の人能く欧陽詢を学ばし
その然れども惜しむらく美濃へよき法帖を学ばず欧
陽詢の碑に倣ふ我国にて摺る
ものを見るに唐碑なるものを倣ひ
賞能まるを以て黄紙に碑面をすりくること
も度々ありしかも初は肉太の字なれど筆研の変の
めるを摺るに法帖と字も新く変ぜ
るを美濃へ生徒に教へるまでを学ばんと
書法に浸潤するに字体豊肥なるなり

○北沢大洲侯富士山を詠ずる詩次韻
ある山田一郎十四年前
を迎へる高尾山麓上一坂
の人物を懸賞の日に
り始めて一日の休憩
以後通勤をなして
五年の無人なり
す
○多賀五井宗哲は極めて
者なるを投ずる人
明人と法をなしたる
人なり北沢上東

[illegible]りとなりて[illegible]怪しび[illegible]を問へば[illegible]
[illegible]を[illegible]と[illegible]食のうを[illegible]を[illegible]
[illegible]と十数の牧牧[illegible]
待ちて[illegible]額をあまも敢て之のを[illegible]あまり而して[illegible]玉井
[illegible]牧のみあるを[illegible]を購ふことを約し[illegible]地
を出し「今夕陽の[illegible]の[illegible]の金を[illegible]
[illegible]と言ふ[illegible]と[illegible]し[illegible]牧の情[illegible]
のあるを[illegible]牧[illegible]を[illegible]の
[illegible]牧[illegible]牧[illegible]牧[illegible]牧[illegible]

旅館主人、玉井を通ずる多人数にて情状[illegible]
[illegible]と戎帰失望[illegible]
金[illegible]を[illegible]喫飯後[illegible]例す

○交人年曲通術先に米国[illegible]
但[illegible]一書も[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ものしもんべすうの斯る掛引は我邦[illegible]
て[illegible]しかるに[illegible]技[illegible]又[illegible]心の[illegible]
業者は政治上の地位を[illegible]
職業[illegible]
[illegible]ポリテシヤンと云ふ所[illegible]
を[illegible]
の掃除人は三百[illegible]
[illegible]市の術衒中[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
○六月下旬[illegible]一月株式[illegible]

[illegible]
株を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

日三四こ入用あるてもちりぬ[illegible]
[illegible]
べて[illegible]
の[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

と云ふ金くれ[illegible]なるうの都なる行くことなり

[illegible]は[illegible]を[illegible]に森[illegible]みい又の如き[illegible]

二通[illegible]の[illegible]を[illegible]に[illegible]付すべしめ一[illegible]

しそうなんへそうぬるすすめ[illegible]を云ふ如

○田中[illegible]なるとい[illegible]のしきすすめ[illegible]

其[illegible]宗[illegible]の鞠之助[illegible]

○大養木堂[illegible]進[illegible]

[illegible]島[illegible]中[illegible]大[illegible]義徹せ大[illegible]

此[illegible]沈黙[illegible]形[illegible]

そ[illegible]

○東洋学会[illegible]井井上二博士を流[illegible]大隈

[illegible]人を[illegible]亜[illegible]井[illegible]

[illegible]

[illegible]人君は自[illegible]東洋[illegible]

[illegible]

[illegible]

特に東洋諸国を守護し幾人と日本の文明を進すと云わざる
殊色に古来あるの自国を無視するの事や見るに耐へ
国を治むるを以て惟つるの如きの自国を世界の国の栄
へんをを奴隷のごとくの国のことを支那の歴史に
徴するに著るし然るに今日の如く創見
なるべき国を亡すに女子の自国を被奪すに天罰と云わざる
差支なるべき人数是迄の此の紙幣を以て支那の学問
の悪み人の学識をんを之んを数術大気節を揚げ
よと井上哲次郎氏に問ふ答て曰く諸氏の余を支那と云
ハ伍の得意先を見る余の不学者なるを以て得と
語れり

○危険行旅の移動位考えるべきと既す義

第十二海外に自国を比べ今日を度はも如何の改革をなす
人を尾張の如き全国の移を取扱を為して自国を
と為す様と云へ花り而して自国を尾張
を為すとして他義を以て解する者は
すと七月十日横浜の義一言を述の所と話す

○大隈伯来の事全体が外交問題に就て
日本政府は清国の日本を冒頭も可し所
日本人の上陸を拒むの日本の内人の上陸を
も拒ぐ大隈を云義也の一と世人と伴すんとも云ハ
日本ハ刻々工夫り思へんて拒まるおるべし列
鹿日本ハ和主の位置を云ハ福厚のあるん
人行旅婦海を為す

耶蘇教国と直えるあり

すんだ日本の例を保存するに足るまと年来況けども
金の事と及ぶも聯合こう或る利益のみの為に十数
年を保つるあるべきまで又女学校人種の事開発海し
きまるべきあるべきあるものや気しき美人の美を
改海の巡回の一事あり世界を通じて美人と呼ばるべき
物数あるべき様しるもあるべく、そい強て及ぶすべきる
あるべきこん況況の意味をあるもさのあるべきと唱ひ
○奥田義人氏東京教授書記官長の拡張論
まるべき飲食会は富豪と地
方守中大隈伯の例に面て
言ひ出すべきまで伯風向
中紀行を叩けば於ての拡張
は拡張の様なるべきはて
は拡張の寄るべき所と云
ふ又本内閣中は山縣と桂と
云つて代くんとつとあつてあるとも（七月九日）
○七月廿日例年のごく得業式を学校で行ふ本年
又開校十周年まあるを以て之れをも兼ねるが
学校限伯の為に七月廿日学校を開校の初年度と
伯は開校の初年度と七月廿日と
こ於て日を開くは言まるこのまひ
田と七月廿日とあるは折もあるが
の如く為に新しく学校を
と決しとる後決定をあすべき
日のごとくしとる事柄考まるまる
日のごとくしとる学校の例を

二印堂風の関係ありと誤解されたること大阪学校と
目せられ世人うたがひ深く学校のもの
誤解されたることなどを書きつらねて
ありたし百きたりたる後へ之を論ずれば
いかく高明なる論説に接するを上来まうせしかりし文出
大学論説大学教授なんどを解説せるを有用学
校の明らかなる所を忘れまじきことあるを聞きうも
去年なりし如きなんとなく学校の困難を感じ
しことなどを家富を論説し学校のため大義絶
を仕うるなり生徒諸生の指教する
ヨ見えべこれを聞し論説の如き論説なる於若し誠
情を悉きれもし御之以来家富之幸を
ちもし我々ならば弱々を言ふ誠に恥を忘き紀さるため
金のぬきに成人と手のもひ之の踏む所をひらく紀
情使の情を異くなり

○七月会宮山田氏と四を内寺所の行を除て種と相
談をなす山表に宮於農多の女を要り岡松家と記録
をなす山表に流次井上義と及ぶ山表同く宮松老
方ヶ之介と井上に義多と歩すと行を八農多し金し始
めより同じ高之し紀之井上に向うまりて金を論
まる新相面会うしあるを宮松氏を新めること
とをなす井上に死如しを新めること
運動して百金のなるを論あり同く金に能を行し紀
宮松(変文)木下(日本木下房次郎文)の為先生と論ず

―て竹澤井々さと細まの手の寸と呼のみし一人高時金い
生の跡を慕ふ哀れ深く（しかるに志を抱きしの地志い為）
こ者し得ず（即ち徒に）ん高い未下廣次の好ンとこれ
八々や金ゝ者もて思ふ（彩くく斯る困みとれて体の
一生のみを養ひて副とちさん）と山素心大き盛する
所あり初め我を折りたりと云ふ
○金ゝ大ゝ者ゝ此の内雄この者を抱腹と云ひし
金生雅ゝを長い金ゝ無くんことを未だ内聴の
す者は多人交と此の者を用ひ金の用ゝを
無ゝ者ゝしめ通ふ金の者ゝとする後山の黄金金
の為めに弾を送いす長と内と殺ゝ所と云ふ
さゝと云ふ日本人金ゝ者ゝを云ふし所金ゝ仍る

年の手内を紀すことを此
○自由堂の武（ヒ）武道和の流行歌を作り
て現内閣を誹謗す此歌を特殊なる法律を以
刑律を問ふる弁護士山田美妙氏（国と直ふの意
興味の人然ゝる保ゝ此の弁護を起さる作れの法
庭の於て此の弁護士やは衆人の凝視する所
ゝる長い山素金ゝ者ゝて思ふく金ゝ道行歌の極めて拙
ゝる個所多を立ゝを指摘し此の拙作の人心
人心を動ゝのゝゝゝん若者の雷天動地ちんと自
然しゝんも動ゝ天動地こゝ人間無ゝゝゝ
之れを以て弁護の辞と云ふと一笑す（七月廿四日）
○和三の立法続学校を新しく一国とちさんとの論の手初

久しき間願ふて故国山口を去りしが一たび之れを合せしことあらしむ時機熟せずして[illegible]
[illegible]北海北海[illegible]又北海[illegible]
[illegible]あらしめば清国法おも是れ二人の[illegible]法
学院を作り四方[illegible]
所の大学[illegible]法おの表面[illegible]
未法学の欠乏を充填[illegible]故の五法[illegible]
校を作り一の大法律[illegible]校とちがへ[illegible]
典を[illegible]富[illegible]
法[illegible]法律[illegible]校[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

あり[illegible]と云ふ[illegible]
[illegible]
[illegible]

奥田と記するは新しき関係ある田中法三に向て法師
顧る「大隈侯は曰く奥田氏は[illegible]
[illegible]と言ふ彼れ[illegible]行くへ不明[illegible]」
と云へるとて侯へ修山の奥田に向て「進歩者を[illegible]
めて山先と書[illegible]」と俗のめく法法とは
あんと言ふべき[illegible]
[illegible]あいて奥田一郎を[illegible]奥田は主に[illegible]
[illegible]法の[illegible]池[illegible]
[illegible]

十五の庫

を待ち或は山先と呼すべし」とのよしにて進歩者に[illegible]
[illegible]

○(七月三十日)周四郎の[illegible]の illustrated
[illegible]
我国の人[illegible]
[illegible]
[illegible]

○陸奥伯爵[illegible]而て大隈の別墅を去りて本
[illegible]
[illegible]
伯也と言し陸奥の大隈のお屋敷と近接す
陸奥大隈曰うはこは近来[illegible]
[illegible]
○大隈伯爵[illegible]府開発の細部の事業を
[illegible]
一番を喫す次高山一二三[illegible]
[illegible]
[illegible]

又世ゝ後の書狀數通あり菊池七郎三郎と見えたれとも文ハ石川義氏の家にあるのつゝあるべし又文章にも拙なきあるべしとて世人決して自ら指置とん思ひ難し

○吉廣新史文を見人の奇異に伝へ得ること所ん地に文流刑に處せらるゝの後ち文の後人なん国と文郷に流の文流せ所しん世人の四分書屋の收や牧書（三ヶ所）遠ちきし前に著やと

○流罪に之所ハ世ゝ高義親の先祖まうん今ハ事実に校長やその矢崎文雄に所ん先祖家

をいても生の古き淳の高ゝ所ん高ゝ所ん彼ん高ゝ

的に三ヶ福岡に之をうけとり菊池の流ん

彼ん人ハ今ゝ高福岡にあり義家文の子の伴稿

を著述せし稿を高ゝすと云ふ今ゝ福岡高し力高

的義氏の所史を流文得し世を殺ひ試みゝ之を

向ハ菊池四ゝ家と誤譯ゝすと表の伝の高

殺ゝ後に家頁を公刊ゝ江湖に供笑と侍ち

歟

○廣新流家の門ゝ高ゝ考ゝ立ゝ高の出ゝ後ゝ

彼ん人家ゝ上手ゝ高ゝし事歟の高ゝ歟ん

彼ん高ゝ氏昌ゝ高ゝし人ハ学の高ゝ高と云ハ高世

の高ゝの二松義氏ゝ高ゝ高ゝ高ゝ高ゝ高

[illegible]

世渡り上手なる人を諸人のめでうらやんだ所の[illegible]
五月の田植を[illegible]とて又人の詩文なども評す
[illegible]も決して[illegible]を汚さず[illegible]
し人の歌へを聞きまるハ[illegible]
人[illegible]上手なるもしも聞く[illegible]
○菊池武吉[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

晩年[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
○田中不二麿[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

四尺三寸程なる無銘の一腰あり古雅なる拵を付する家あり
しと解し難き一腰あり石帽を付する家あり
拵うるはしく鞘黒ずみて淡色の〆キとなる
と矢張〆キとなるあり中の口は略〆キ淡色
なる上を掛しを入れたるもの中の柏子をあ掛し
置けるもの一腰もあり一腰何の刃と少けい
印しぬ人を肌を見られる見る此一家に
一の埋金を地蔵と称すると称して此笑資
を信ず（以上六項八月十日録す）

○八月八日手紙乙鞘のお無き家数を人を訪ねし
序を以て ある上陽を清し 金作文庫の豊書
を見る 其の四紙の存する称名寺を訪ひ偶ま

近衛の兵士多く来浴し有りて寺僧の不案内なるを出すを見て見ずに曝書せしめ
る本書く徒に豆きなるものいえを見たるに宋本大
版元注六巻大花注金印一巻も缺くなく見事
保存しあるは珍らし先年伊藤侯に二部因位な
ることもあるとう又富本巻抜の文選こんの国と四
る廿五巻ありし内四巻巻い幕府の聖堂に納め寺
に現在存するは廿五巻なるとの見しは廿九十
七史論一とあるなるを主流なる指摘するを見めるに寺
僧の語る家に伝ふは石川四郎いこれを見て驚る
毛延しえる伝ふも文選を抜ひんに大なる益あり

べしなどと云ハんなどと紛れ古文書新発見の八仏
寺の世話するものゆゑ多く黒き堆をうて書の一隅を
ぬり先年平田篤胤翁ハ古文書を拾ひ中に古国
一枚を出し「これ一枚うるまを買ふ」と言ひあるとて平
や牛国に買もとめ紛失したりと伝聞の伝説を注記
べきすませや又主君と今あ主君へ為あり
その新田侯も什物を修理すること数年現在
田藩主の文書ハ伝聞あると紛失数年
毒を惜住しことあるしも使者伊勢も路路を吹
ハさんて使命を果さずとう寺にも数度と賞
を書内番へ御家上を新あるこ一旦決せし向もあり
一説なんど文庫を再建するに四五日止まりなりと云
ふ新田文庫之遺跡ハ寺内の左に方山のまゝ隆起
を分ちて示すとして接け山の向ふ国と名山寺の
御所あるし由なる御所に沿ふる接もあり文庫
もあるし跡なる再建を示すと寺つを又もなし方
小さき宗なる接ぬて紛擬のみなるこのせ高子
方敵山麓なり北の耳寺の伊藤侯手紙を新
を勧めを作らしめしなるとて内の寺に新帰
とる国なるとゆけば紛擬のみ
○八月十日新聞を読みしに「屋敷」二三をゆるなる
書を示す

徳川の史論
武者の計死

面を思ふ形ち杖を曳きて金の名木

三杯目つゝ三日つと七し
五人力そうんと酒し

走大黒走ゝて手ぶる
投銭四投けて頭を垂く

深めし海の月うう海月う
隠ゝ村の面よ村面よ

投ゝ三つてい投米芝文
舟ゝ三つてい舟米芝文

雪を国めて雪寺了解
血を深めて血一一

今朝の雪雪行雪
昨夜の火沈丸竹

霞七ゝ八月御
月七ゝ八梅香

夢う現う幻う
神の袂う懐う

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

疏す

○八月十三日雨雲時々降し俳諧の用意を第ひて俳諧
連句をする俳諧の拍子を[illegible]
俳諧をする[illegible]
[illegible]
[illegible]

てう云婆婆の文をせくカンパンは兎角に詩を
又路おを浮しと思へ彼の人物あて猛猛し人物と見る
淡泊まこと敬倫を閑もし物金の詩ひし時に彼の妙を
思ふあるこんの妙絶うつもしきそのこと高山林竹う彼
人を浮しと思ふこと武道と云へることを憶ほして西方を
絶ちて又思へ彼の心思路のこうこう藏名お石を
ちちと思へ物質をるど熱心こうつすもの実
利益
中庸人間の行設の極て一人あるべきこと
まもも変化へ孔子人思へ彼の天才ちうもの
飯ちと浮名の彼のを持上ちあるる彼の人格と氣
ちりうまきと文章のめきもの巧を衒ひ好ちいやちし
彼のちちの浮云ます
彼の人江戸光の樣まも彼のくてこと呼んちちしポープ
の左も似ちう彼の人人の皮肉とその才をあちんもも
嘲ちんの又其の風刺も時して涙うめちもちあ
ら彼の人共の霊句を思ひ出す部屋手帳書
きは立ち社制 暫ひちう拙初めて市をもり行て
一十流二十ちて成ちと諸物ちる人陋や彼の表面
イうおる方(とも使や彼のある言を浮めて彼も平五
も彼しうある……僕えんとう十日も一通ちも人で
書あまのあるが書ちる彼ちきん彼ちる物質
写ちうちきん彼ちる二十頁(印刷して)もまる
生的いい氣の彼ちる変候を急へ彼をもめても
のえんまひん病癖対記きて自ら快陽つて

金箔を敷き彩色画書くく海棠……就巧の文考
ひ文章の紙の皆もて写しかめて考ふ……總
庭をんどん動きも文章も弱めるうい紙の作
もぞい性うも学ぶをなすの止まると云ふ……總
庭も方精(注)この作を作るとうとも彩の作ものしる
田舎の面……何人ひも書うまる……学れるえ成
文書いて黄いたくるる……地のるのう後のを
墜落をもる所次ひ彼の多を性に酒の文歌
の文章をんと作る新拙すい……彼の作性に
考しの要注(一旦書きしいの)を繰返すさきす
……ジラルジエリオットは女性文人のたんを許する
を一切渡ますさし断る弱きことをえ困る人まく

渡の詳ひも渡ひ作し年賀することは已めるう
○法眼文人むの人をあるまま進行の法文を記を
渡りをめるるのを待つの参宴を求し 落合ありり
と雑も紅葉を抜ひて多くの子弟を集めて
已の武術を演ひしめたるこのあの法を吹する
文を作るのを書りて色情をう牧を色情をする盗
おをり法眼のの法百巻仏あるを
有るを来山をの新作作をを
を見ることを性をもわひ去田移陰
琴山方半一集のの集のめるを法指くしを作る……法
山号の詳を法の山号山号半法ちを庵を寄りおの
新号を書くをい」をを法りとをの半二集の上本

の頃、山場とて都へとゝのうて蒲池えゝの伝也
口碑に寛平七年丸屋館の城主蒲池治部少輔
又十郎国を失ひ筑前の国印ヶ瀬に移る
此時名を改め車と称す
道を大いに変ひけり筑前の
きうとうも蒲池の落也

閲覧室

明治三十年三月